

医療技術の進展等を考慮して、以下のように改正しました。

(1) 人工関節・人工骨頭をそう入置換した関節について

下肢についても、上肢(5ページ参照)と同様に取扱います。

(2) 長管骨のゆ合不全(偽関節)について

下肢についても、上肢と同様であり、下表のとおり認定することとしました。

| ゆ合不全の生じた箇所 | 硬性補装具を必要とする程度 | 等級 |
|--------------|-----------------|--------|
| 大腿骨又は脛骨の骨幹部等 | 常に硬性補装具を必要とするもの | 第7級の10 |
| | 上記以外のもの | 第8級の9 |
| 脛骨及び腓骨の骨幹部等 | 常に硬性補装具を必要とするもの | 第7級の10 |
| | 上記以外のもの | 第8級の9 |
| 腓骨 | (必要性を問わない) | 第12級の8 |
| 大腿骨又は脛骨の骨端部 | (必要性を問わない) | 第12級の8 |

(3) 長管骨の変形障害について

「長管骨に変形を残すもの(第12級の8)」の対象を拡大し、上記(2)に示したもののほか、次のものも対象とすることとしました。

- 大腿骨、脛骨が15度以上屈曲して不正ゆ合したもの
(腓骨については変形の程度が著しいものはこれに該当)
- 長管骨の骨端部のほとんどを欠損したもの
- 大腿骨又は脛骨の1/3以上直径が減少したもの
- 大腿骨が外旋45度以上、内旋30度以上回旋変形ゆ合したもの